

KANSAI 統合型リゾート研究会の中間報告及び国への提言案について

平成29年8月3日
 広域観光・文化・スポーツ振興局

KANSAI 統合型リゾート研究会を下記のとおり開催し、中間報告の提出を受け、国への提言(案)を取りまとめました。

記

以上

1 開催日時等

- 日時 平成29年7月31日(月) 10:00~12:00
- 場所 エル・おおさか(大阪府立労働センター)

2 委員

橋爪 紳也(座長)	大阪府立大学大学院経済学研究科教授
樫畑 直尚	一般社団法人和歌山経済同友会代表幹事
勝間 喜一郎<欠席>	公益社団法人京都府青少年育成協会会長
小出 英樹	一般社団法人近江ツーリズムボード会長
田中 禎 <欠席>	ただしメンタルクリニック院長
中沼 丈晃	大阪府安全なまちづくり推進会議委員、摂南大学准教授

※ 欠席委員については、事前に中間報告(案)を送付の上、意見をお伺いし、研究会の場において事務局からお伝えしております。

3 中間報告及び国への提言案

別紙1及び別紙2のとおり

KANSAI 統合型リゾート研究会 中間報告

昨年12月、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律（以下、「IR推進法」という。）が成立し、我が国でもカジノを含む統合型リゾート施設の設置への道が開かれた。同法において1年以内を目途として関係法を整備する旨規定されていることから、国は特定複合観光施設区域整備推進会議（以下、「推進会議」という。）を設置し具体的な議論を進めている。

併せて、地方でもいくつかの自治体がこの統合型リゾート施設の誘致に名乗りを上げ、推進会議での議論を見ながら検討が進められている。

統合型リゾートの影響については、カジノやMICE施設の集客が生む経済効果のメリットと、ギャンブル依存症や青少年健全育成への影響などのデメリットの両面があり、大都市型のカジノは集客面で有利だが影響が広範囲に及ぶなど、立地する場所により影響の範囲が変わることを見据えて議論する必要がある。また、関西は一体的な地域に約2千万の人口があり、その影響に関しては、ラスベガスやシンガポールの先例は、必ずしも参考にならないことも考慮すべきである。

KANSAI 統合型リゾート研究会（以下、「研究会」という。）では、このように広域的に影響が及ぶ統合型リゾートについて、広域自治体である関西広域連合としてどのように関わっていくべきかを議論してきたところであり、関西広域連合として国に提言を行う時期を考慮し、現時点の議論状況について下記の通り中間報告する。

記

1 はじめに

IR推進法の成立後、関西でも大阪府市や和歌山県が誘致に名乗りを上げていることから、研究会では、関西広域連合の域内にIR推進法に定める特定複合観光施設（以下、「IR施設」という。）が

できる可能性が高いということを前提にするとともに、関西全体の利益の追求という大局的見地から議論を行った。

また、議論にあたっては、IR施設のメリット、デメリットを踏まえたうえで、「IR施設そのものがどうあるべきなのか」ということと、「IR施設の周辺でどのような環境整備を行っていくべきか」ということに分けて議論を進めた。

2 IR施設について

【地域の特性、創意工夫を活かした多様なIRの実現】

推進会議では、IR施設について、カジノや国際会議場等IR施設に必要とされる施設の地理的一体性や当初の区域数の上限の設定、IR施設の事業計画の申請主体を都道府県及び政令指定都市とすること、などの方向で議論が進められているところである。地理的一体性の考え方は、国際競争の確保の観点から当然必要であるが、関西では、地方創生の観点から、大都市型や地方都市型など、自治体の人口規模や特徴を活かし、地域経済活性化の核としての様々な創意工夫を凝らしていること、関西広域連合で広域見地からの議論が進められていることも考慮すべきである。このような地方の創意工夫は、我が国のIR施設の多様性を高め、日本のIR施設全体としての魅力向上に資すると考えられる。

以上のことから、地方の創意工夫が最大限に発揮できるよう、IR施設の規模や立地、ゲーム内容についてはできるだけ柔軟な基準とすべきであるとともに、区域認定についても、IR施設の立地が大都市のみとなることのないようにすべきである。

【デメリットとして懸念されている問題への対応】

IR施設、特にカジノのデメリットとして、ギャンブル依存症の助長、青少年健全育成への影響、暴力団等不当な勢力の介入などの治安悪化などが懸念されている。

ギャンブル依存症については、治療が困難なため予防が極めて重要であることから、入場制限などIR施設そのもので予防的措置を講じる必要がある。具体的には推進会議でも議論されている、依存症のリスクのある方の入場の規制、過度な広告の規制、IR施設内や施設周辺での資金貸付の制限等は当然のこととして、例えば、独

自の提案により日本人の入場を完全に禁止とするなど、国が定めるよりさらに厳しい規制を地方の実情に応じて導入できる制度とすることが、予防の観点からも望ましいものとする。

入場規制については、青少年の健全育成に悪影響を与えないという観点からも、年齢による入場制限も併せて導入すべきである。

なお、これらの入場制限等を導入するにあたって、推進会議では本人確認のためのマイナンバーカードの使用が検討されているが、個人情報の保護についても十分な議論が必要である。

治安について、現在47都道府県全てで暴力団排除条例が制定され、暴力団等の反社会的な勢力による不当な行為の防止に取り組んでいる中で、IR施設に設置されるカジノが暴力団等反社会的な勢力の新たな資金源となることは、あってはならないことであり、関与を完全に排除する厳格な参入規制が必要である。

また、カジノが犯罪等により不当に得られた資金のマネーロンダリングに利用されることも懸念される場所であり、厳格な資金管理をIR事業者に義務づけるとともに、国による監督体制の構築が必要である。

3 IR施設以外の環境整備

【IR施設と周辺地域との連携の推進】

カジノやMICEなど、強力な集客機能を持つIRは、県域よりも広い広域的な地域の観光の核となる施設であり、集客効果を広域的な観光につなげて波及させるとともに、周辺観光資源も含めた一体的PRによりIR施設の魅力向上につなげるなど、広域的な連携が不可欠である。国の推進会議でも、IR施設内に「日本国内の旅行を提案・アレンジする施設」を設置し、各地へ観光客を送り出す機能を付与することが議論されていることに加え、広域連合としても観光・文化振興計画に、MICEにおけるアフターコンベンションでの連携などを掲げている中で、IR施設を核とした観光連携をどのように進めていくのかを検討する必要がある。また、連携を進めるためには、IR施設と周辺の観光資源、特に関西広域連合でも取り組む広域観光周遊ルートとを結ぶ高速道路や鉄道、これらと接続する二次交通など、交通網の整備が不可欠であり、国と地方公共団体が連携して整備を進めていく必要がある。

【依存症対策】

I R推進法の制定を受け、厚生労働省が平成28年12月に「依存症対策推進本部」を設置し、平成29年度は予算を大幅に増額するなどギャンブル依存症を含めた依存症対策が先行して強化されたところであるが、国の予備調査では、既にパチンコ等を原因とするギャンブル依存症が相当数存在すると推計され、直面する大きな課題となっている。従来からギャンブル依存症などの精神保健分野については、精神保健福祉センター等を中心として、地方自治体が努力してきた分野であり、地方が主導して相談や治療体制を一層強化するとともに、国と連携し、相談・治療に当たる専門人材の育成を進めるべきである。また、カジノの立地に伴い、外国人の依存症患者が流入する可能性もあることから、外国人への対応もあわせて考慮する必要がある。

(依存症対策についての付記)

統合型リゾートとは直接的に関係があるわけではないが、ギャンブル依存症は、既存の公営ギャンブル等に起因するものへの対策も喫緊の課題であり、I R施設に導入される予防措置としての入場制限や広報規制、貸付規制などは既存の公営ギャンブルでも同様の取り扱いを検討すべき。

また、依存症は、ギャンブルのみではなく、アルコール、薬物等を原因とするものも深刻であり、これらも含めた総合的な対策を図る必要がある。

【青少年健全育成への配慮】

我が国には公営ギャンブルやパチンコなどが身近にあり、カジノの立地に関係なく、子ども達がギャンブルを認識する機会が多い社会となっている。このような中で、成長の過程でギャンブルに関する適切な知識を身に着けることは、将来多重債務や依存症に陥ることなく健全な生活を送っていくためにも重要である。そこで、カジノの解禁を契機に学習指導要領にギャンブルのリスク教育を位置づけ、学校教育の中で、ギャンブルに起因する様々な問題を予防する知識について教育する仕組みを構築することが求められる。

(SNSなどから発信される情報を正しく判断する能力について)

ギャンブルに限らず、SNSなどにより個人から発信される情報から、青少年が悪影響を受けることも考えられる。I R施設の立地後、カジノに関する情報発信も増えると考えられることから、情報を正しく判断する能力について、一層の教育を進める

必要がある。

【治安対策等】

I R施設の設置に伴い外国人が増加し、周辺地域での外国人犯罪や、犯罪に至らないまでも小さなトラブルなどが増加することが懸念され、警察官の業務が増加することが考えられる。さらには、外国人犯罪の防止には入国時の審査など水際対策が重要であり、入国管理当局の役割も重要性が増す。そこで、I Rを国及び地方の総合的な治安対策の中でしっかりと位置づけるとともに、総合的な対策として、都道府県警察及び広域調整を担う管区警察局の体制を強化し、都道府県警察間の一層の連携を図る必要がある。また、入国管理局、関税局などについても体制の強化が必要である。

4 I Rからの納付金等を活用した地域振興

I R推進法第12条、13条では、I R事業者からの納付金及びカジノの入場料の徴収について規定されている。この納付金等については、I R推進の体制整備を図っていく貴重な財源であり、ギャンブル依存症対策や治安対策などに活用していくのは当然として、I R施設の価値を高めていくことにも積極的に活用していくべきである。例えば、各地の観光DMOの活動に支援すれば周辺地域の観光資源の魅力が高まり、間接的にI R施設の価値を高めることになるし、文化振興に投資すれば、I R施設内でのエンターテインメントのコンテンツが充実することにつながる。

また、依存症対策から観光、文化振興に至るまで、国のみで実施できるものではなく、地方自治体も含め、我が国全体でこの貴重な財源を活用する仕組みづくりを図るべきである。

特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律の関係法案等に対する提言 (案)

昨年12月、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律（以下、「IR推進法」という。）が成立し、1年以内での関係法の整備が規定されている中で、国の特定複合観光施設区域整備推進会議において議論が進められると同時に、いくつかの自治体が特定複合観光施設（以下、「IR施設」という。）の誘致に名乗りを上げている。

統合型リゾートの影響については、カジノやMICE施設等が生む集客効果や経済効果のメリットと、ギャンブル依存症や青少年健全育成への影響などのデメリットの両面があり、大都市型のカジノは集客面で有利だが影響が広範囲に及ぶなど、立地する場所により影響の範囲が変わることを見据えて議論する必要がある。また、関西は一体的な地域に約2千万の人口があり、その影響に関しては、ラスベガスやシンガポールなどの先例は必ずしも参考にならないことも考慮すべきである。

については、国に対し広域的な見地からの影響を見据えた制度となるよう、以下のとおり提案する。

1 IR施設の制度に関する提言

【規制の緩和に関するもの】

■多様なIRの実現

地方創生や多様なIRを実現する観点から、IR誘致を表明している自治体の提案に柔軟な対応ができる制度とすること。

【規制の強化に関するもの】

■青少年健全育成や依存症対策に配慮した入場制限等

青少年の健全育成や依存症対策は予防の観点が重要であり、年齢制限や入場料の徴収などの入場規制、広告規制、資金貸付の制限等を講じ、より厳しい制限を自治体が提案する場合はそれを認めること。

■暴力団等不当な勢力の関与の排除、不法行為の防止

I R施設に設置されるカジノに暴力団等の反社会的な勢力が介入し、資金源となることなどが無いよう、カジノ事業者の利益・取引関係者も含めて免許等の対象とすること、徹底した背面調査等を伴う免許審査など、関与を完全に排除する厳格な参入規制、資格審査を設けるとともに、マネーロンダリングに利用されることが無いよう、厳格な資金管理、監督体制を構築することなどにより、不法行為の防止の徹底を図ること。

2 I R施設以外での環境整備等に関する提言

■I Rと周辺の観光資源とのアクセスの向上

カジノやMICEなど強力な集客機能を持つI Rは、広域的な観光の核となる施設であることから、周辺の観光資源や、広域観光周遊ルートとを結ぶ交通網の整備を推進すること。

■依存症治療の体制整備への支援

I R設置自治体だけでなく、他の自治体の相談・治療体制強化への財政的支援、専門人材の育成を推進すること。

■学習指導要領への位置づけ

青少年が将来多重債務や依存症に陥らないよう、カジノを含むギャンブル全般に関するリスク教育を学習指導要領に位置づけること。

■暴力団等反社会的勢力の排除や不法行為の防止、防犯対策

I R施設を国及び地方の総合的な治安対策の中に位置づけ、都道府県警察及び広域調整を担う管区警察局の体制を強化し、都道府県警察間の一層の連携を図ること。また、入国管理局、関税局などについても体制の強化を図ること。

■I R施設によって得られる納付金の使途

I R推進法第12条の納付金の使途については、I Rの効果や影響が広範囲に及ぶことから依存症対策、治安対策、観光DMOの活動支援等の観光振興や文化芸術振興など、幅広く認めること。

関西広域連合

連合長	兵庫県知事	井戸敏三
副連合長	和歌山県知事	仁坂吉伸
委員	滋賀県知事	三日月大造
委員	京都府知事	山田啓二
委員	大阪府知事	松井一郎
委員	奈良県知事	荒井正吾
委員	鳥取県知事	平井伸治
委員	徳島県知事	飯泉嘉門
委員	京都市長	門川大作
委員	大阪市長	吉村洋文
委員	堺市長	竹山修身
委員	神戸市長	久元喜造